明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○農林水産省組織令の一部を改正する政令（三四）　二

〔告　示〕

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委九）　二
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁六）　三
○在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示の一部を改正する件（法務五五）　四
○除籍が滅失した件（同五六～五九）
○除籍の一部が滅失した件（同六〇）
○モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六一）
○パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同六二）
○キリバス共和国、サモア独立国、ツバル、バヌアツ共和国、パラオ共和国、フィジー共和国及びマーシャル諸島共和国における太平洋における沿岸集魚装置を用いた漁業を通じた生計及び食料安全保障の強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同六三）
○ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州、カチン州及びシャン州北部における人道状況への対応計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同六四）
○ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州、カチン州及びシャン州北部における人道状況への対応計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同六五）
○ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州、カチン州及びシャン州北部における人道状況への対応計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件（同六六）
○ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州における人道支援及び開発支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同六七）
○ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州における人道支援及び開発支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同六八）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産五〇一～五〇五）　五
○農業保険法施行規則第百五十三条第六号の農林水産大臣が定める年数を定める件（同五〇六）
○高速自動車国道に関する件（国土交通二九九～三一一）
○航空機の運航に伴う部品等の脱落による被害者の保護を図るために必要な事項の告示（同三一二）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三一三～三一五）　六

〔国会事項〕

官庁事項　六

〔人事異動〕

内閣府　最高裁判所　六

〔官庁報告〕

官庁事項

下関地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　六

法　務

公証人任免（法務省）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　六

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　六

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第三四号）（農林水産省）

1　さとうきび及びばれいしょの種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務を、食料産業局から生産局に移管することとした。（第六条関係）

2　公文書監理官を新設することとした。（第一二条関係）

3　水産庁資源管理部の再編

㈠　海洋生物資源の保存及び管理に関する事務を水産庁資源管理部管理課から漁業調整課に移管するとともに、同課の名称を「管理調整課」に変更することとした。（第一三五条関係）

㈡　かつお・まぐろ漁業の指導及び監督に関する事務（取締りを除く。）を、水産庁資源管理部漁業調整課から国際課に移管することとした。（第一三六条関係）

㈢　水産庁資源管理部管理課の名称を「漁業取締課」に変更することとした。（第一三七条関係）

4　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。